

## ビッグモーター社の代理店登録取消に伴う 保険契約のお取扱いについて

2023年11月24日に、関東財務局からビッグモーター社（株式会社ビッグモーター、株式会社ビーエムホールディングス、株式会社ビーエムハナテン）に対して、保険業法第307条に基づき、2023年11月30日をもって損害保険代理店としての登録を取り消す命令が発出されました。

今後、同社においては保険契約のお取扱い（自動車保険や自賠責保険の契約申込み・更改、契約内容の変更手続きなど）ができませんので、ご注意ください。

なお、同社を取扱代理店とする保険契約にご加入中のお客さまには、保険会社から取扱代理店の変更に関するご案内があります<sup>(注)</sup>。詳しくは、ご加入中の保険会社にお問合せください。

（注）既に書面の送付等によるご案内がされている場合もあります。

### 【ご参考】ビッグモーター社による不適切な保険金請求に関する特設ページ

当協会ホームページ上に、ビッグモーター社による不適切な保険金請求に関する特設ページを設置しています。ビッグモーター社による不適切な保険金請求に関する会員会社からのお知らせおよび損害保険に関する専用相談窓口一覧は特設ページからご確認いただけます。

URL : <https://www.sonpo.or.jp/news/big>